

令和 2年 第 2 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 2年 6月 5日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 2年 6月 5日 (金) 10時 00分
散 会	令和 2年 6月 5日 (金) 10時 41分
出席議員	<p>議長 田 中 政 浩 1番 寺 原 裕 明</p> <p>2番 柳 雅 明 3番 持 山 英 幸</p> <p>4番 石 橋 里 美 5番 木 村 和 彦</p> <p>6番 深 野 良 二 7番 田 口 讓 司</p> <p>8番 山 本 一 洋 9番 奥 村 忠 義</p> <p>10番 山 本 久 矢 11番 木 村 博 文</p> <p>12番 河 内 直 子 13番 横 山 善 美</p>
出席議員数	14名
欠席議員	なし
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 近 藤 亮 太</p> <p>企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美</p> <p>税 務 課 長 吉 浦 高 幸 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</p> <p>健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 川 波 剛</p> <p>建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣</p> <p>農 林 商 工 課 長 倉 掛 俊 一 上 下 水 道 課 長 尾 籠 浩 一 郎</p> <p>福 祉 課 長 宮 崎 宣 匡 こ ど も 課 長 一 木 眞 澄</p> <p>教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆</p>
欠 席 者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 議会事務局長 仲 村 浩 之 田 中 晴 美</p>

# 議 事 録

令和2年第2回定例会

[初 日]

令和2年6月5日（金）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	<p>おはようございます。</p> <p>令和2年第2回筑前町定例会の開会に先立ちまして、町民憲章の朗読をしたいと思っておりますので、皆様ご協力のほうをお願いいたします。</p> <p>本文のみ朗読させていただきます。</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切に作る筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>ありがとうございます。</p>
議 長	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は、14人につき定足数に達しております。</p> <p>ただいまから、令和2年第2回筑前町議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則124条の規定によって、4番 石橋里美議員及び5番 木村和彦議員を指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日6月5日から6月12日までの8日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日から6月12日までの8日間と決定いたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3「諸般の報告」を行います。</p> <p>総務建設常任委員会の活動報告を求めます。</p> <p>総務建設常任委員長</p>
総務建設常任委員長	<p>おはようございます。</p> <p>総務建設常任委員会です。</p> <p>委員会の活動報告をさせていただきます。</p> <p>まず、今回このようにして委員会の活動の報告をさせていただく時間を取っていただきましたことを心から御礼申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>議会としては初めての試みであります。ということで、昨年の委員会発足当時の概要等も含めまして報告をさせていただきます。</p> <p>これまで議会広報「うぐいす」等で報告してきました内容等と重なるところもございりますが、ご容赦いただきたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、報告をさせていただきます。</p> <p>まず、総務建設常任委員会は、昨年の議員改選に伴い、新しい委員会が発足して活動を始めております。メンバーは7人で、定例会がない月に1回を基本として定</p>

例委員会を開催し、その他テーマに沿って、先進地の視察であるとか、各種団体との意見交換会等を行ってまいりました。

また、一昨年の西日本豪雨災害等の復旧状況の検証も行っております。

今期の定例委員会は現在9回開催しており、今期の大きなテーマとして、以前より住民の皆さんに様々なご意見を頂いておりました公共交通活性化対策とコミュニティ推進についてを大きな2本柱として掲げて取り組んでおります。

まず、公共交通活性化対策についてですが、本町では、皆様ご存じのとおり、ちくちゃんバスが無料運行されております。利用者の皆さんからは大変助かっていまずとの声がある一方で、利用者が少なく経費が無駄だと、住民からの厳しい意見もございます。

委員会として、このことを解決する妙案がないだろうかということで、ほかの自治体の取り組みを調査するなどの研究を重ねております。

前期委員会において、小郡市の三国地区のコミュニティバス事業を視察されておりました。今期は、その後、小郡市の事業等を参考にして取り組まれてある筑紫野市の御笠自治会バスを視察してまいりました。

筑紫野市では本町のちくちゃんバスと同じく無料の巡回バスを巡回させてあり、そのバスで補えない地区を10人乗りの小型バスで回ってありました。このバスは有料で、利用者に負担はありますが、自治会で運営されてあるので住民ニーズが事細かに反映しており、地域の中には公共バス路線と民間のバスが二者共存していますが、それぞれの課題を補い、総合的な交通体系を構築されて運営されておりました。早速、委員会調査結果を基に議論を重ねて、担当課との協議で提案等を行っております。

現在、バスは小型化になり、より住民ニーズに応えられるようになり、近々新しいコースがスタートして利用者が増えることを大きく期待しているところでありますが、委員会として、さらなる検証を行い、より住民ニーズに沿った取り組みになるように継続して研究してまいります。

次に、もう一方のテーマでありますコミュニティ推進についてです。

コミュニティ推進は、本町ではコミュニティ推進計画に基づき、ちくぜん少年大使館を拠点として、南部地区コミュニティ運営協議会がモデル事業で取り組んでこられました。

その後、全町に波及していくことを期待しての取り組みですが、本町では行政区単位のコミュニティ活動が根づいており、想定している小学校区単位でのコミュニティ形成には至っておりません。

この問題についても、お隣の筑紫野市が先進事業に取り組んでありますので、調査してまいりました。

筑紫野市では、市内7か所にコミュニティ施設を整備して活動をされておりました。施設には常駐職員を配置して、それまで自治区長が行っていた業務の代行をしたり、行政手続の一部をコミュニティで受け付けることにより、地域での住民サービスの向上がみられて、大変いい事業だと感じ、本町においても同様の取り組みができないかと担当課との協議において提案をしたところでございます。

南部地区コミュニティも設立10年を超えて、地域の皆さんの自主性も高まり、町のモデル地区としての指定も解除になり、新たなステージがスタートしております。さらなる住民協働による地域づくりの推進につながればと期待しております。

昨今、災害対応や高齢化問題において地域力が大きく求められております。コミュニティ推進事業はこの問題の対策としても大きな効果が期待でき、このような観点からも、これから委員会として推進してまいりたいと考えております。

	<p>そのほかの主な委員会活動ですが、冒頭で申し上げましたとおり、豪雨による災害復旧の検証等を行っております。現場に出向き、確認を行って問題点を抽出して、担当課との協議を重ねて提案等を行っております。国の補助金等を活用して、概ね適切な対応ができていると判断しておりますが、課題もあるようです。これからもしっかりと検証していくとともに、備えについて委員会として提案できたらと考えております。</p> <p>そのほか意見交換会も開催しております。具体的には、毎年、わらかがしや桜並木のイベント等で頑張ってくださいとお願いしております「筑前若者会」の皆さんと意見交換会を行っております。</p> <p>メンバーの皆さんからは町の取り組みに対する質問や選挙に関わる意見等が活発に出ましたが、特に若い世代が行政執行部と直接、意見交換会ができる取り組みを開催できないかということで、要望を頂いております。このことにつきましては、今後、委員会で協議しまして実現できればと思っております。また、意見交換会につきましては、継続して行っていこうとの申し合せもしております。</p> <p>先に申し上げました公共交通活性化対策とコミュニティ推進については、今年度も継続して調査研究をしてみたいと思っておりますが、そのほか、現在、新型コロナ対策や農地転用に関する事案等を直近の課題として捉え、委員会で議論を重ねている最中です。</p> <p>以上で、総務建設常任委員会の活動報告を終わります。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。</p> <p>続きまして、文教厚生常任委員会の活動報告を求めます。</p> <p>文教厚生常任委員長</p>
文教厚生常任委員長	<p>おはようございます。</p> <p>文教厚生常任委員会の活動報告いたします。</p> <p>委員会では、毎月最低1回の委員会を開催し、「見て」、「聞いて」、町に「提言」の委員会テーマに沿って活動を行っています。</p> <p>昨年12月には、筑前町小中学校6校の学校訪問を行いました。この学校訪問では、子供の学ぶ姿を見学し、各学校の管理職の先生方と意見交流を行いました。</p> <p>意見交流では、学力の実態、インターネットの問題、教職員の働き方改革、いじめ・不登校の実態と対策について議論し、特に、いじめ・不登校の問題については各学校の実態と、その対象の子供に対する学校の取り組みを確認し、提言してまいりました。また、各学校から要望を聞き、委員会で取りまとめを行ってきました。このまとめた意見については、今後、教育委員会との意見交換会で提言していきたいと思っております。</p> <p>また、大念寺中央幼児園の無償化対象外世帯への救済についても委員会で議論し、12月議会で、国・県に対して、筑前町議会として意見書を提出する動きも作ってきました。</p> <p>その後、国が地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業として、無償化対象外の幼児施設の保護者や施設に対して調査事業を実施します。</p> <p>さらに、委員会では今年に入り、今後の委員会活動について議論し、各種団体との意見交換会をはじめ、町内の福祉施設や保育施設の訪問、委員会研修、勉強会の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、実施することが難しい状況です。</p> <p>新型コロナウイルス対策については、町も支援策を構築していますが、さらなる支援が必要と委員会で議論し、支援策の取りまとめを行いました。</p>

	<p>この内容については、今議会の一般質問で横山副議長が質問されます。</p> <p>今後、委員会で計画している活動が新型コロナウイルスの関係で実現できるかどうか分かりませんが、できることをしっかり実現していきたいと思っています。</p> <p>最後に、委員会活動でうれしい出来事を紹介します。それは、昨年2月に開催された子ども議会で、子ども議員から提案された曇らないカーブミラーが中学校付近に設置され実現できたこと、また、中学校の制服の選択制が中学校で取り組まれ、来春にも実現できそうな議論が高まっていることです。</p> <p>このように、子供たちや町民の皆さんが提案してくれる思いや願いがかなえられるように、委員会としても支援をしていきたいと考えています。</p> <p>以上で、文教厚生常任委員会の報告といたします。</p>
議長	報告が終わりました。
日程第4	
議長	<p>日程第4「町長のあいさつ、提案理由の説明」を求めます。</p> <p>田頭町長</p>
町長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、令和2年第2回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>3月定例会後、2回の臨時会を経ての本定例会でございます。100年に一度ともいわれるコロナショックにより、町、国、世界が前例のない対応に追われています。町も当面の住民の生活支援、経済対策をはじめ、教育支援など、できることから積極的に対応しているところでございます。</p> <p>町も、さらにアンテナを張り、住民の皆様の声と、私ども職員もプロとしてアフターコロナ社会を展望しつつ、地域創生づくりを推進していかなければなりません。当然、短期、中期、そして長期対応を視野に置き、施策の実施時期を計りながら事業を促進してまいります。</p> <p>コロナショック後のまちづくりは地方への定住志向が高まり、本町が目指す67キロ平方メートルの中で、人口3万人、人口密度437人規模の「とかいなか」こそ未来があると改めて確信し、支援策を促進してまいります。</p> <p>それでは、本日提案します議案等7件の提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしくお願ひ致します。</p> <p>報告第2号 令和元年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越につきましては、3月定例会においてご承認いただきました「甘木線経営安定対策事務」ほか8件の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により報告するものです。</p> <p>議案第26号 工事請負契約の締結につきましては、筑前町「GIGAスクール」環境構築業務の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第27号 筑前町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第28号 筑前町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第29号 筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する</p>

	<p>る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第30号 筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第31号 筑前町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、老朽化による城島団地の解体により、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>以上が、本日提案します議案の提案理由です。</p> <p>慎重にご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、あいさつ並びに提案理由の説明といたします。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議長	<p>日程第5 報告第2号「令和元年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越について」を議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号「令和元年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越について」</p> <p>令和元年度筑前町一般会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり報告いたします。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>3ページをお願いします。</p> <p>この計算書につきましては、令和元年度一般会計補正予算（第10号）におきまして、繰越明許費を議決していただきました事業につきまして、計算書のとおり令和2年度に繰越しをしたものであります。</p> <p>2款総務費、甘木線経営安定対策事務350万2,000円、プレミアム付商品券事業2,910万5,000円、4款衛生費、健康管理システム運用事業231万円、9款教育費、各学校無線LAN設置工事1億9,946万4,000円、10款災害復旧費、農地・農業用施設災害復旧事業（補助）1億3,500万円、（単独）7,500万円、林道災害復旧事業900万円、道路橋梁災害復旧事業5,100万円、河川災害復旧事業6,352万5,000円、合計の5億6,790万6,000円の繰越額でございます。</p> <p>財源の内訳は、国県支出金2億7,853万8,000円、地方債1億6,070万円、その他7,278万2,000円、一般財源5,588万6,000円でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>

	(質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これで、本件の報告を終わります。
日程第6～ 日程第11	
議 長	会議規則第35条の規定により、日程第6から日程第11までを一括議題といたします。 お諮りします。 一括議題とした日程第6 議案第26号から日程第11 議案第31号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 教育課長
教育課長	議案書4ページをお願いいたします。 議案第26号「工事請負契約の締結について」 筑前町「GIGAスクール」環境構築業務について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。 本日付提出、町長名でございます。 工 事 名 筑前町「GIGAスクール」環境構築業務 契約の方法 随意契約 請負契約額 8,126万5,800円 (内消費税額738万7,800円) 工事請負人 福岡市博多区冷泉町5番35号 福岡祇園第一生命ビル5階 ICTコンストラクション株式会社 代表取締役 松田 清信 提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。 5ページをお願いします。 工事箇所、工事概要につきましては、記載のとおりでございます。 工期は、契約の効力発生の日から令和3年3月31日まで。 参考としまして、予定価格に対する落札率は93.9%ございました。 なお、本工事につきましては、前年度からの繰越事業となっております。 以上で説明を終わります。
議 長	税務課長
税務課長	それでは、議案書の6ページをお願いいたします。 議案第27号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長説明のとおりですので省略をいたします。 7ページをお開きください。 改正の内容について、新旧対照表に沿ってご説明いたします。 第1条筑前町税条例の一部を次のように改正する。 附則第10条です。第10条は、課税標準の特例に関する条例の読替規定です。 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置として、コロナの影響で売上高が減少した場合に、その減少率に応じて令和3年度課税の課税標準が2分の1またはゼロに軽減されます。また、生産性革命の実現に向



	<p>けた固定資産税の特例措置として、特例対象設備の固定資産税の課税標準が3年間ゼロとなります。この二つの課税標準の特例措置を追加する改正となっております。</p> <p>続いて、附則第10条の2第24項及び第27項につきましては、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充としまして、特例対象設備に事業用家屋及び構築物を加える改正となります。</p> <p>附則第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減を6月間延長し、令和3年3月31日までに取得した者を対象とする改正でございます。</p> <p>次に、8ページです。</p> <p>附則第24条第1項と第2項につきましては、コロナの影響による徴収猶予の特例に係る提出書類の訂正期限や猶予の延長を認めない場合、猶予の取消しをする場合と手続に関する規定を定めるものです。</p> <p>8ページの一番下です。</p> <p>第2条筑前町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>ページをめくっていただいて、9ページです。</p> <p>附則第10条及び附則第10条の2第27項につきましては、地方税法の改正に伴う条ずれに対応するものです。</p> <p>続いて、第25条につきましては、イベント等を中止した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る改正となります。</p> <p>続いて、次の10ページです。</p> <p>附則第26条につきましては、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る改正となっております。コロナの影響に対応するため、住宅ローン控除の適用期間を令和15年度から令和16年度までに1年間延長するものです。</p> <p>最後に、附則になります。この条例は公布の日から施行し、改正後の筑前町税条例は令和2年4月30日から適用する。ただし、第2条の規定は令和3年1月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>住民課長</p>
<p>住民課長</p>	<p>議案書の11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第28号「筑前町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、先ほど町長が説明したとおりですので、省略させていただきます。</p> <p>改正の内容につきましては、提案理由にも記載しておりますが、いわゆるデジタル手続法、マイナンバー法の一部改正がされ、個人番号通知カードが廃止されることになりましたので、手数料条例第2条で手数料を徴収するものとして定められています通知カードの再交付を削り、以下の事項を繰り上げるものです。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>別表、第2条関係です。</p> <p>現行の別表12番目の事項、通知カードの再交付に関する部分を削除し、以降の事項を順に繰り上げるものです。</p> <p>14ページをお願いいたします。</p> <p>附則としまして、公布の日から施行し、法の施行日に遡及して、令和2年5月25日から適用するとしております。</p> <p>なお、通知カード廃止後の取り扱いに関しましては、総務省からの通知に従い、処理していきます。ホームページにも掲載しておりますが、不明の点がありましたら、住民課にて、お受けをしておりますので、住民の方からご質問、ご相談等あり</p>

	<p>ましたら住民課をご案内いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 以上でご説明を終わります。</p>
議 長	こども課長
こども課長	<p>2件の条例改正議案を上程いたしますので、よろしくお願いいたします。 それでは、15ページからお願いいたします。 議案第29号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出するものです。 本日付、町長名でございます。 提案理由は、町長が説明のとおりですので、省略させていただきます。 16ページをお願いいたします。 筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。 現行と改正案の対照でお示ししております。 今回の条例改正は、平成27年度に施行されました子ども・子育て支援制度施行後、5年の経過の中で見直しによる改正となっております。 第42条では、地域型保育事業とは0歳から3歳未満が利用する少人数の保育事業の総称ですが、この施設を卒園し、3歳以降に通う保育・教育施設を連携施設として確保する義務がありますが、連携施設の確保が著しく困難な場合と町長が認める場合は、その適用をしないということとされ、これまで通っていた地域型保育事業所で、保護者の希望に基づき、引き続きその施設で保育ができる場合について、連携施設確保義務の条件が加わっております。 この条例は、公布の日からの施行でございます。 この条例につきましては、以上です。 続きまして、18ページをお願いいたします。 議案第30号「筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出するものです。 本日付、町長名でございます。 提案理由は町長が説明のとおりですので、省略させていただきます。 次のページ、19ページでございます。 筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。 現行と改正後の対照でお示しをしておるところです。 条例改正の概要について説明をさせていただきます。 家庭的保育事業とは、3歳未満の少人数の乳幼児を保育者の居宅などで家庭的な雰囲気で行う家庭事業のことでございます。 6条です。保育所等の連携では、家庭的保育事業利用者が2歳までで卒園し、その後の受入先を施設が連携しておくことが義務づけられておりますが、それが著しく困難と町長が認めれば、連携施設の義務はないという条文に加えまして、第2項家庭的保育事業所の連携施設としての代替保育に関する規定の緩和を加えられております。 また、第3項家庭的保育事業者の連携施設として、事業所内保育事業では規模や保育士配置の基準を規定されております。 第4項3歳以上の受入れも行っている場合や家庭的保育事業者による卒園後の連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、連携施設の確保を不要と</p>

	<p>することが加わっております。</p> <p>第5項では、卒園後の受皿について、町が運営を支援している認可外保育所や利用定員が20名以上である企業主導型なども確保できるようになっております。</p> <p>次に、21ページです。</p> <p>21ページ、第16条です。</p> <p>家庭的保育事業の食事の提供の特例に関する内容です。保育者の居宅やその他の場所で、5人以下の3歳未満の子供の保育を家庭的保育者により行う家庭的保育事業者は、原則、自園調理で行わなければならないとされておりますけれども、16条には、食事の提供の特例として、今回の改正の第16条2項4号では、自園調理でない場合、搬入が可能な場合の条件が緩和され、保育所や幼稚園などから調理業務を委託している事業者で、町が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能としております。</p> <p>また、この食事の提供についての附則がございますので、飛びますが23ページをお願いいたします。</p> <p>23ページ、附則の第2条第2項では、食事の提供の経過措置に関する改正で、家庭的保育者の居宅以外での保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理への移行が進んでいない状況にあることから、自園調理に向けた努力義務を課しつつ、原則の適用を猶予する経過措置期間を5年から10年とする内容となっております。</p> <p>また、すいません、ページを22ページに戻っていただきます。</p> <p>22ページ、37条です。</p> <p>居宅訪問型保育事業です。これは、保育を必要とする3歳未満の乳幼児の居宅において、家庭的保育者により行われる保育事業で、37条第1項4号の下線部にありますように、保育を提供する対象者の内容について、乳幼児を養育することが困難な場合につきまして、保護者の心身状態や環境上の理由などが追加をされております。</p> <p>第45条は、保育所型事業所内保育事業の連携施設に関する特例についての改正です。これも、3歳以上の連携施設が必要とされておりましたが、満3歳以上の児童を受け入れている場合の保育所型事業所内保育事業所では、町長が適当と認める場合は、卒園後の連携施設の確保を不要とすることが加わっております。</p> <p>次に、23ページ、附則の第3条です。</p> <p>連携施設に関する経過措置につきましては、家庭的保育事業の連携施設の経過措置について、期限をさらに延長し、10年とする内容となっております。</p> <p>この条例は、公布の日から施行するものです。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>議案書25ページをお願いいたします。</p> <p>議案第31号「筑前町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出いたします。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、先ほど町長が申しましたとおりでございます。</p> <p>26ページの新旧対照表をお願いいたします。</p> <p>筑前町営住宅設置条例の一部を次のように改正します。</p> <p>右側の現行、アンダーライン部の城島団地と筑前町森山342番地を、左側改正案のとおり削除するものでございます。</p> <p>附則、この条例は公布の日から施行いたします。</p>

	以上です。よろしくお願いいたします。
議長	議案の説明が終わりました。
日程第12	
議長	<p>日程第12 請願第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書について」</p> <p>お手元にお配りしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。</p>
散会	
議長	<p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>本日はこれで散会します。</p> <p>お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(10:41)</p>